

そういう状況の中につれて、三好學のように、生徒に何か作文への興味、関心を抱かせ、書くことへの意欲を持たせようと工夫を凝らした教師がいたことは注目すべきことである。

今回は、学制頒布後暫くしての明治十年頃の高山、土岐における作文教育関係資料を手にすることができたが、今後は岐阜県の各地域へ広げ、また時代を下がつての資料を見出していくことに努め、岐阜県の作文・綴方教育の歴史を明らかにしていきたい。

## 注

- (1) 「作文」の名称については、明治三十三年の「小学校令施行規則」で、それまでの「作文」が「綴り方」となり、以後昭和二十二年、「學習指導要領」で再び「作文」となった。従つて、この間の全体を問題にするときは「作文・綴方」と表記し、明治十年前後の場合は「作文」と表記した。
- (2) この稿で引用した明治十年前後の文章には、変体仮名、草書体文字、異体漢字等が随分使用されている。いわゆる旧漢字ばかりが使われているかと思うと、特に個人の場合、現在一般に使われている略体漢字もしばしば使われている。そのまま引用すると、「ママ」の使用が極めて繁雑になると思い、本稿では変体仮名、草書体文字、異体漢字は、現行のものに改めてある。
- (3) この時期、小学生を指す「児童」という言葉は使われていな。従つて本稿では、明治十年前後の小学生を言う場合のみ

「生徒」の表記とした。

(4) 三好學は土岐小を退職して上京。帝国大学理科大学動植物学科卒。ドイツ留学三年余。東京帝國大学教授、同大理学部附属

植物園長、帝國學士院會員、史蹟名勝天然記念物調査委員、日本植物学会会長。昭和十四年没。

(5) 「課」は「科」。三好の『授業日誌』では、作文課、歴史課、地理課、算術課等、科目名を「課」の文字を使って表記している。

## 参考・引用文献

- ・『作文教育変遷史』川口半平著  
・『岐阜県国語教育研究会』昭和33年11月  
・『国語教育史資料』第5卷 東京法令 昭和56年4月  
・『授業日誌』上、下 三好學編 岩村町教育委員会 平成5年10月  
下は 平成8年3月  
・『高山市史』第3巻 高山市編 昭和58年8月  
・『頭書類語小学作文五百題』一、二 安井乙熊編 同盟舎 明治11年3月  
・『普通教科紀事文題』上 斎藤時泰著 江島喜兵衛 明治12年7月  
・『小学文題新編』栗田 智城編 水谷善七 明治11年11月  
・『明治維新実用作文』宇都安明編 いろは書房 明治28年8月  
・岐阜県歴史資料館、高山市立東小学校記念館所蔵の生徒作文資料

壁ニ上レバ、土皆赭壤、具サニ之ヲ検スレバ、果シテ化石アリ、石、介状ナルアリ、螺形ナルアリ、螺形ノモノ線状ヲナシ、十二回繞ニ至ルモノアリ、或ハ白色玲瓏タルアリ、或ハ黒色炭ノ如キアリ、得ルトシテ奇ナラザルナシ、稀ニ胡桃石、木葉石ヲ出ス、客ノ曰ク予西遊シテ肥薩ノ山、上古ノ化石ヲ産スルヲ見シガ、多クハ混介石ニシテ、此ノ如ク完キ者アラズ、蓋シ地層ノ質ニヨルモノカ、遂ニ數十ヲ掘リ、喜テ而シテ帰ル、客予ニ文ヲ求ム、乃チ記シテ以テ与フ、客名ハ静脩、山科氏、古堂ト号ス、勢州松坂ノ人、深ク地質ノ學ヲ究ミト云フ、

この授業の文話で、三好は、まず松ヶ洞について「土岐村ノ北山洞ナリ山壁ニ古ノ化貝石ヲ出ス土人之ヲ御下リト称ス蓋シ天ヨリ下リシモノトナスカ仰モ三千年前大洪水ノ際埋没シタルモノナラン」と解説を加え、さらに、「明治十二年七月十八日校生数人ニ誘ハレテ洞ニ至リ實檢シタリ數十個ヲ取得テ帰ル此ノ日胡桃石ヲ得タリ当郡月吉村山高山多ク之ヲ出ス松洞亦其ノ脈勢ノ連ルトコロカ按ズルニ螺形ノ状アルモノハモト外殻消尽シテ中心ニ残リタルモノナラン」と、この記事文を書くに至つたきさつについても触れている。

話を聞く生徒にとつては、作文書に載つている行つたことも、見たことも、経験したこともないような場所や事柄などについて述べた文章よりも、近くにある松洞の化石のこと、いつも使用している教科書の注文、先日奉迎に出た

主上御通輦の景況、先日済ませた昇級試験のことが文題になり、それについて書かれた三好先生の範文があり、文章を書いた本人から、内容の意味するところ、書くに至ったいきさつ等の話を聞くことができるということは、作文を書く意欲を育て、文章を書く要点、技法等について体得していくこの上ない指導になつたことが推測される。

### むすび

明治十年前後の高山・煥章学校の生徒作文、土岐・土岐小学校の三好學訓導兼校長の授業記録の二つの資料から、当時の岐阜県における作文教育の状況を知る手がかりを得ることができた。

現在の小学校各学年児童が学習する作文の内容と対比しながら、当時の岐阜県の同年齢の小学生たちが受けた作文授業の内容を見ると、実用主義、形式主義、範文模倣の画一主義と言われるような作文教育が他の府県と同様岐阜県の場合も、行われていたということができる。

生徒たちが学習する作文は、書き手である子どもの生活、気持ち、考えを内容とするだけでなく、大人社会の生活で公用とされるもの、実用に役立つものが内容となつていて。それだけに内容はもとより用語、形式等すべてが大人の基準であり、子どもの実生活とはかけ離れた、学力程度の高いものであつた。勢い、提示された範文を模倣し、形式を覚え、場と条件に応じた文章を書くことができるようになるのが作文教育の状況であつたわけである。

覽所ノ開設ヲ謀ル文返簡」などを範文として挙げ日用文指導を行つてゐる。作文指導に新聞を利用しようという着想と実践は、三好の教師としての力量の一端を示してゐるものと言えるであらう。

#### (六) 範文の創作

授業の際に掲示した数多くの範文を、三好はどのように用意したのだろうか。市販の作文書記載の例文をそのまま使用した場合には、「授業日誌」の本文の中や頭注欄に、「小學第一尺牘」「小學文章」「小學作文五百題」「小學紀事文題」「名家作文五百題」「記事論說文例」などと、きちんと注記している。しかし、特に日用文を中心に、三好自身が文例を創作したり、また各種作文書に当たつて適当なものを取捨選択したり、より適切なものにするため内容を改変したりして、「自分の作文授業」により適合する文例を用意したことが推測される。

三好は「授業日誌」の中で、作文参考書として「小學作文類纂」「珍袖一千題」「作文五百題」「當世用文章」「作文必用」「朝野用文」「年中用文章」「日用文」「普通小學用文」「文證大成」「帝國文證大全」並びに「幼稚新聞」「穎才新聞」「文例新聞」を挙げ、次のように述べている。

近世作文書類枚舉スルニ堪エズ然レドモ大同小異完全

美玉ノモノ少ナシ 五百題及 普通用文章 一千題  
作文類纂等ハ可ナリ余日來授クルトコロノ日用文三百  
題ヲ蒐集シテ最鄙近ヨリシテ民間普通ノモノヲ撰バン  
トス書ナラバ日用文章ト名クベシ (明治12・12・16)

三好は、土岐小学校在任中に、「生理小學」「小學脩身讀本」「土岐郡地誌畧」を著して出版しているが、作文教科書についても、この記述からは出版の思いがあつたことを窺わせる。また届書を書く授業で

小学日用文章 一冊 著者 某

右此度出版致候間此段御届申上候也

年号 月 日

何府県郡区町村番地住居 華士族平民 何某 印

内務卿 某殿

というような範文を提示していることも、その思いの現れであろう。

三好はまた校務のかたわら、しばしば犬山在住の漢学者村瀬太乙を訪ね、漢籍を学んだと言われるが、「授業日誌」に見られる開業・終業の演説、授業での講話、文部卿河野敏鎌への建議文等どれをとつても達意の文章を残している。こうした「自らも書く力を持っている」ことが、三好に作文授業の際の範文を創作させることになるのは必然であろう。日用文はもとよりであるが、記事文等についても、三好の筆になる範文を使っての作文授業が「授業日誌」の中の随所に見られる。その一つを次に挙げてみよう。

松洞ニ遊ブ記

土岐ノ郷、北山ニ古ノ化石ヲ産スルトコロアリ、松ケ洞ト云フ、予其ノ審ヲ検セント欲シ、乃チ好事ノ客ト至リ觀ル、大月ヨリ逕路ニ入レバ、松籟蕭々トシテ、泉声石ニ咽ビ、風物蕭瑟トシテ古色幽然タリ、攀テ絶

ス仰モ十二年已ニ去リ十三年此ニ来ル歳月ノ移ル流木  
ノ如ク奔馬ノ如シ日月ノ頗リニ往クモ我ガ學ノ成ラザ  
ルヲ如何セン嗟呼本校ハ殊ニ他校ノ模範タルガ如ク教  
育治ク布キ生員愈達ス冀クバ此校ノ益々隆盛ニ赴キ年  
ト共ニ新ヲ加ヘンコトヲ

明治十三年一月十四日

伊藤誉二郎

同

明治庚辰ノ歲一月十四日我校開業ノ式ヲ行ハル我等喜  
ビニ堪エズ夫人ハ學問ヲ勉メザレバ智識ヲ得ルコトナ  
ク智識ヲ得ザレバ富貴トナルコトナシ故ニ今年ヨリ愈  
勉メテ本校ノ光ヲ顯ハサントス故ニ之ヲ祝ス

明治十三年一月 第二級生

梶田銀女

同

明治十三年一月十四日我校開業式ヲ行フ生等本校ノ生  
徒タルヲ以テ喜ビ夙ニ入りテ之ヲ祝スソレ人幼少ヨリ  
學バザレバ愚人トナル生等未ダ幼ナリ故ニ益勉強シテ  
本校ノ恩ニ答ヘント欲ス

明治十三年一月 第二級生

森本小三郎

祝文の内容は、これまでに挙げてきた生徒の作文と少し  
も変わることのない印象を与えるものであるが、三好が、  
新年の始業式のような場にも生徒の作文を位置付け、生徒  
の作文を書くことへの意欲、関心を高めようとしているこ  
とが窺えるのである。

三好はまた、担任する生徒が第一級生に昇級した時点で、  
生徒たちに「第一級生規則」を示している。その中には、

一日々受業日誌ヲ作り習業ノ事ヲ記スベシ  
一時々研究討論會閱文會書會等ヲナスコトアルベシ

というような、文章を書くことにつかわる内容が示されて  
いるが、その他にも授業時間割の土曜日を見ると、餘科の  
時間に「新聞」が充ててある。「授業日誌」には

第一級生餘科新聞誦覽

或ハ作文ノ一助トナリ或ハ世實ノ事ヲ智リ己レガ見聞  
ヲ増スモノハコレ新聞雑誌ニアリ故ニ數種ノ新聞ヲ撰  
シ縦覽セシメテ質問ヲナサシム

教育新聞 曙新聞 文例新聞 日々新聞 朝野新聞

とあって、作文授業の手がかりを幅広く求めていたことが  
分かる。三好は第三級生に日用書牘の授業を始めたころか  
ら新聞を素材とし、例えば、

東京曙新聞近日の所御覽濟に有之候は、恩借願上候  
〔31〕新聞紙ヲ借用スル文  
此の讀賣新聞（朝野新聞）近日の分三枚御目に懸け候  
御覽可被下候

〔91〕新聞紙を廻送する文

今朝東京曙新聞到着致候間夕方御廻申すべく候 草々  
〔12〕新聞の到着を報ずる文  
を初めとして「新聞ノ遞送ヲ頼ム文」「新聞購求ヲ斷ル文」  
「新聞紙を廻送さる、を謝する文」を第三級生で、また第  
二級生当初に「文例新聞到着ヲ問合スル文」「文例新聞到  
着ヲ問合セシ返事」「新聞縦覽所ノ開設ヲ謀ル文」「新聞縦

### 明治十年頃の岐阜県における小学校作文教育の一実態

		三、旅行ヲ知ラセル文
12・22	一、除夜ノ記	二、歳暮人ニ送ル文
明治13年	1・24	一、元旦ノ記 否ヲ問文
	1・31	二、東京大火ノ報ヲ聞テ安
	2・9	一、梅ヲ植ウルノ記 送ル文
	3・8	二、外國留學ノ人ニ 雨中樓ニ登ル記
	3・12	三、孝明天皇祭ニ友ヲ招ク文
	3・19	人ニ送ル文
	3・22	一、煙花ヲ看ルノ記 謝スル文
	3・29	二、新茶ヲ贈リシヲ 三、博覽會見物誘引ノ文
	4・12	一、遠州灘ヨリ富士山ヲ望ム記 ノ人ニ送ル文
	4・19	二、及第 一、汽車ニ乗ル記
	4・26	三、陶器ヲ注文スル文 三、舟遊ニ誘フ文
		一、柳塘ニ釣ヲ垂ル、記 設立スル文
		二、演説會社ヲ 新年開校ノ祝詞
		古語ニ曰ク光陰者如駒馬ト實ニ然リ地球已ニ太陽ヲ一 旋シ庚辰ノ歲トナレリ四海波靜カニシテ万條鳴ラズ茲 ニ本日開業ノ式ヲ行フ我輩亦此ノ席末ニ列スルコトヲ 得タリ依テ冀クハ愈益本校ノ隆盛ニシテ教育ノ治ネ力 ランコトヲ我輩亦何ンゾ龜勉奮發セザルベケンヤ
		明治十三年一月 上等温習生 鵜飼席藏
		同

第十七回宿題のこの日以降、作文宿題について記録があるのは前掲十二月十一日、第二十八回宿題だけで、その間のことは不明である。

作文宿題についての記録がなされている六か月余りは、

三好が担任した生徒が第三級生末から第一級生そして第一級生になった直後までの期間であり、このことはまた、前掲の『表1』と併せて考えてみると、生徒が「実際に作文を書く」ことの多かった期間と重なり、三好が「生徒に作文力を付けるためには、「実際に作文を書く機会ができるだけ多くする必要がある」と考え、「作文を書く意識と技能と慣れを育てるためには、学校と家庭、家庭と学校を連続させねばならない」と考えて実践に取り組んだことを推測させるものである。

#### (五) 学校行事等における作文の意識化

明治十三年一月十四日の開校始業式では、三好による年始開校ノ演説の後で、生徒八名（上等温習生三名、第二級生五名）による生徒祝文朗読が行われている。『授業日誌』の中に記録されている生徒の実際の作文は、このときの祝文が唯一のものである。

爰ニ我校新年ノ開業式ヲ行ハル予モ亦席末ニ列スルノ  
榮ヲ得タルヲ以テ聊カ鄙言ヲ吐露シ以テ之ヲ祝セント

右了リテ各朗讀セシメ其ノ作者ニ讀シ所ノ誤リナキヤ  
ヲ校セシム問答ノトキ質問ノトキハ己レノ席番ヲ呼ビ  
立ツテ言ハシム

## 優劣判

右全ク了リテ會ヲ散ジ各生各席ノ優劣ヲ判ス之ヲ判定  
スルニ書面ノ程裁行文ノ法方作成ノ遅速等ヲ斟酌シテ  
点ヲ与フルモノトス

判点 甲九点 同下七点半 乙六点 丙三点  
第二級生作文講習會優劣表

		左		左		左		左右	
		番号	往復	番号	往復	番号	往復	判第	判点
復	往	復	往	復	往	復	往	判第	判点
甲上	甲	内	乙	甲下	乙	人名		多点	
16	5		9	13	5				
		1		5		3			
		森本		市岡		梶田			
		右		右		右			
復	往	復	往	復	往	復	往	判第	判点
乙	甲	内	甲	乙	乙	人名		多点	
		15		12		12			
		2		4		4			
		福岡		渡辺		小倉			

右ノ表ヲ作リテ之ヲ検スルニ左右得点相匹如ス爰ニ於  
テ作成ノ遅速ヲ以テ之ヲ判ゼント欲ス即チ之ヲ検スル  
ニ往復トモ右席生先ズ成リテ左席生常ニ遅クル、ヲ以  
テ今右席ヲ以テ甲ノ上トシ左席ヲ甲ノ下トス 以上

## (四) 作文宿題

《表1》に挙げたように、三好は第三級生を担任して四  
か月を経た十月半ばかり、生徒に作文の宿題を出し始めた。  
【授業日誌】の頭注には「宿題ハ第一第二ト順ヲ追テ永ク  
作ルナリ月曜ニ出シテ金曜ニ収メ金曜ニ出シテ月曜ニ収ム

ルナリ」としている。第壹作文宿題は、第一級生に「新聞  
廻覧ヲ謀ル文」を、第三級生には「夜學會ヲ謀ルノ文」を  
それぞれ課題として出している。第二回は、それぞれ前回  
の「返事」を宿題としている。

十一月末の第三回からは、対象を第一教場（筆者注・上等  
温習生）第二教場（同・第二級生）・第三教場（同・第三級生）  
とし、宿題掲示を次のようにしている。

## 第一 書画會ノ景況ヲ記ス 第一 第二教場

## 第二 昇官ヲ賀スル文

## 第三 教場

## 第三 寫真ヲ送ル文

第二級生が記事文を学ぶようになつてきたので、生徒に自  
分の意志で記事文、書簡文のどちらかを選ばせようとした  
のである。このようにして一年余、「授業日誌」に最後  
の宿題記録が出てくるのは、第二十八作文宿題「第一 風  
俗ヲ淳良ナラシムルハ教育ヲ盛大ニスルニアルノ論」が作  
例と共に注記してある明治十三年十二月十一日である。以  
下、第五回以降の記録されている宿題を挙げると次のよう  
である。

明治12年

- 12・9 一、菅公ノ像ニ題 二、筆ヲ送ル文  
12・1 一、秋山鳥ヲ網スルノ記 二、東京ノ景況  
三、新聞ヲ惠マレシヲ謝スル文  
12・15 一、豊年祭ノ記 二、冬夜客ヲ招文

し、行つてきたものを整理し、まとめたものであることが分かる。三好としては、このようにして作文についての意識を一層高めようと考えたのであろう。

### (三) 作文講習会（闘文会）

三好が第二級生で行つたこの作文講習会についての記録が「授業日誌」に見えるのは、明治十三年一月十七日土曜日、授業時間割にはない特設の時間である。この会について三好は次のように説明している。

講習會ハ相研究スルノ謂ナリ例セバ茲ニ甲校ノ生徒ト

乙校の生徒ト學藝ヲ講シテ優劣ヲ試ムルナリ則チ各校ノ同級生ヲ會同シ一人ツ、左右相對シ中央ニ會頭アリ各ノ發言ヲ取次ナリ學科ハ問答作文ノ二科ヲ以テ主トス（中略）作文ハ互ニ往復ヲナサシメ各ヨリ必往文復文ヲナサシムルモノトス今仮リニ当校内第二級生ヲ以テ之ノ試ミ分ツテ左右ニ席トシ每席三人ヲ列シ左右相匹敵シ一人ゴトノ優劣ヲ判シテ後ニ両席ノ優劣ヲ判ツモノトス

この日の作文講習会の具体的なやり方、その結果について、三好はそれまでになかったような詳しい書き方で、次のように説明している。新しく講習会を試みることについて、それだけの思い入れがあつたのであろう。

左席往文 寒中見舞の文

右席復文 右返事

右席往文 早春海苔ヲ送ル文

左席復文

右返事

席順ハ教場ノ順序ヲ以テ一番生ハ左一番ノ席ニ着キ二番生ハ右二番ノ席ニ着キ三番生ハ左二番四番生ハ右二番ト追テ此ノ如クス

左席一番 梶田（女）

右席一番 小倉

左席二番 市岡

右席二番 渡辺

左席三番 森本

右席三番 福岡

計 九人

作成順序

左席往文

右席往文

1 右席三番

2 右席一番

3 左席二番

4 左席三番

5 左席一番

6 右席二番

右了リテ左席一番右席一番ヨリノ文ヲ朗讀シ次ニ右席

一番左席ヨリノ文ヲ朗讀シ追テ如此ス（此際讀難キ字アレバ其ノ席ノ餘番ニ讀マシメ猶讀ミガタキトキハ會頭之ヲ検シテ其ノ果シテ誤字ナルヤヲ判ス且作文

ナルトキハ會頭之ヲ取次テ右席ヨリ左席或ハ左席ヨリ右席ニ轉換セシム且各席文先ツ作ルトキハ左席ナラバ左席一番或ハ何番ト呼バシメ書記生之ヲ取次グモノトス）

作成順序

左席復文

右席復文

1 右席三番

2 左席一番

3 左席三番

4 右席一番

5 右席二番

6 左席二番



録あるいは指導案のようなものは、「授業日誌」に書かれていません。しかし、具体的授業あるいは指導法を推測させるものを幾つか、「授業日誌」の中から挙げてみたい。

## (一) 文話

三好は、作文授業において教師が提示した例文をただ書き写して覚えるとか、それを模倣して作文を書くというだけにしないで、範文にかかる文話を行っている。例えば、第三級生を担任した七月、「年魚ヲ贈ル文」として「木曾川鮎二尾到来ニ任セ進物仕候」を扱った時に「鮎ノ名アル我ガ美濃ニ於テハ長良川アリ川岐阜ノ傍ヲ流ル毎夜鵜ヲ用ヒテ魚ヲ取ラシム之ヲ鵜飼ト云フ」というような話をしている。頭注に「年魚、香魚、細鱗、鮎、皆アユナリ」としてあるので、恐らく、こうした別表記についての話も行われたのであろう。

また第二級生で、一月「寒梅ヲ看ニ誘フ文」として「本年は時候の模様に候か所々の梅花早咲の由殊其梅莊は一両日真盛の赴申越候間明日にも遊覧致度寒風は随分酒力にて可被防吾兄御同行に於ては本懷不適之候 不尽」の授業では、「題寒ヲ以テスル故能ク此ニ注意シ寒中ノ句ヲ用フベシ則チ寒風モ酒力ニテ可被防ノ句コレナリ若シ此ノ句ナキトキハ題意ニ背クベシ」と、題意及びそれに添った語句使用の大切さについて注意を促している。

第一級生まで作文授業の中心になってきた書牘についても、「小學作文五百題」の四季用文を扱った五月半ばに、書簡文の意味、書く際の文体についての留意点を次のように

に話している。

文ハ事ニヨツテ変ズルモノニシテ簡牘ハ意ノ通ズルヲ主トナス故ニ風流雅致ナル字ヲ用フルモ艱澁齷牙ナル句ヲ用フルモ其ノ意情彼レニ通ゼザレバ用ナキノミ故ニ其ノ秘訣トスルトコロハ簡易ニシテ平穩ナルベシ而シテ文ハ与フル人ノ度ニヨツテ変スベシ平人ニ高雅ノ文ヲ与フルモ讀ムベカラズ學者ニ俗文ヲ致スモ中ラザル如ク宜シク其ノ人ノ如何ヲ察シテ文体ノ如何ヲ考フベシ本書書簡文（五百題）ノ如キハ雅俗適合シテ通ジ易シ子等ソレ之等ヲ以テ則トセヨ

また電信用文についても、「電信ハ彼我ノ間至急ヲ要スル時ニ通ズルモノニテ其音信ハ通常尺牘ト異ニシテ極メテ簡約ナルヲ主トス其地方ニ応ジ不用ナルモノト雖ドモ簡文ヲ作ルノ助ケテナルベク且本書（五百題）ニ記載アレバ其作例ヲ學習スベシ」として、「安着ヲ報ズル文」の「イツカゴゼン ハチジ ブジ コウベニ チヤクス」を指導している。

この文話を、第一級生になつて授業内容に記事文が入るようになると、使用語句の解説、文法、書き振り、構成、鑑賞等その内容が多彩になり、それらについての三好自身の考え、意見をほんと毎回述べるようになつてている。

「右ノ文ノ如キハ最モ寛事ヲ記スルモノナリ而シテ其ノ格森嚴トシテ合フヲ以テ明瞭ナリ凡ソ文ヲ作ルニハ此ノ如ク法則ヲ正シクシ段落ヲ嚴ニセバ井然トシテ見ツベシ徒ラニ冗長ノ文ヲ綴ルハ笑フベキノミ」（「浅草ノ公園ニ遊ブ記」）、

弘 橋 過日試験の節は僕倅にて及第仕候処厚く御賞詞に預り

忝なく□感に堪えず候（「右返簡」）

のような書簡の練習をするようになつてゐるのである。

第二級では、第三級から引き続いて日用文の授業が中心となつてゐるが、《第1》に例示した「作文五百題ヲ取り寄スル文」のような内容・形式で授業が始まられていることからも分かるように、さらに程度が高くなり、第二級卒業試験を受ける頃には、

短牘令寄送候翠色撲眉の候賢弟益御佳安欣賀／＼小子

無障御放意可被下候陳ば文化盛大の時節に際し講学の道隆興致候へば一層御精励相成後來身名を顯すこと第一の急務と致し此旨無御油斷御切磋學業御成就の程刮望罷在候御尊親様御異、状無之候や御養護奉祈候 布白

（家弟ノ勉學ヲ励マス文）

を書くような授業を受けるまでになつてゐる。

また、この級の後半からは、

旅行届

私儀何府縣下へ來何日ヨリ凡一月間旅行候間此段御届

申上候也

年 月 日　　區番地住　　姓 名　　印

戸 長　　御中

のようないわゆる日用書類の授業や、記（紀）事文の授業も加わつてきている。記事文の最初の授業で取り上げられた「地図ノ記」は、次のような文章である。

茫々タル地球、之ヲ分チテ五洲トス、曰亞細亞、曰歐

羅巴、曰亞非利加、曰亞米利加、曰奧太利亞、万里ノ廣キ、収縮シテ方尺ノ紙ニ画ク、地圖是ナリ、之ヲ開ケバ、蜿蜒タル山、滔々タル河、首府、海港、島嶼ニ至ル迄、一トシテ挙ゲザルハナシ、東京ハ北京ト相望ミ、龍動ハ巴里ト相對ス、足ナクシテ千里ヲ歩シ、坐ナカラニシテ万里ヲ望ム、ソレ用モ亦大ナル哉、

このように、第二級生で日用文、届書、記事文の三種類の書き方を生徒が学ぶことができるよう、三好は作文授業を仕組んでいる。

下等小学最上級の第一級生になると、日用文の授業は、記事文、日用書類に比べれば多いが、第三級、第二級の時に比べるとその数はぐんと減つてゐる。代わつて「記事文題」を使っての輪読、講義が、作文授業の半ばを占めるようになつてくる。上等八級（上等二級）、上等一級の作文授業の内容をも併せて見てみると、三好の作文授業の場合には、この第一級のところで、日用文から記事、論説文中心の指導への移行が図られていることが分かる。また、文題とそれの具体的な範文を最初に示し、それに従つて授業を行ふのではなく、文題だけを示して作文を書かせる「教場即題」が、かなりの時間出でてゐるのも特徴として捉えられる。

### 三好　學の行つた作文指導

三好が《表1》に挙げたような文題及び例文を使って、どのように一時間の授業を展開したのか、具体的な授業記

明治十年頃の岐阜県における小学校作文教育の一実態

三好は、担任としてまた校長として、授業を行うに当たつての基本を「……仰モ本校轄内一般ノ風土ニシテ必要ナルモノトテハ讀書、珠算、日用文、習字ノ四科ニ如クモノナカルベシ、故ニ此ノ四學科ハ最第一ニ勉勵スベキモノナリ」（『終業ノ演説』明治12・12・24）と考えてゐる。作文は授業科目の中の大柱であり、殊に日用文の學習を重視しようとしていることが分かる。

このことはまず、三好が行つた作文授業の時間数から言ふことができる。

「小學教則改正」（明治六年）には、第三級が書牘一週一時、第二級が書牘一週二時、第一級が書牘一週四時となつてゐるが、『授業日誌』を見ると、三好は、第三級を担任した最初から一週四、五時間を作文の授業に充ててお

り、さらに第二級でも同じように作文の時間を取つてゐる。三好に担任された生徒たちは、第三級から第一級までの間に、小學教則に示された倍近くの作文の授業をうけているわけである。

また作文授業の内容について見ると、『表1』からも分かるように、第三級では、まず書牘の要字、要語の指導から入り、次いで『表1』に例示した「年始ノ文」「入學ヲ賀スル文」「書籍ヲ贈ル文」のような簡略な日用文から、次第に社会生活のいろいろな分野を文題として、やや長めの日用文を書く指導へと段階を進めている。この級の終わる頃の、現在で言えば小学校三年生中頃の生徒が、

昨日は卒業試験御及第被成奉大賀候全く平常御勉励の

段と感賞仕候（「試験及第を賀する文」）

12 12 · 25 22	上 等 第 1 級 生
13 年度 終業式	卒業試験
	37
	<p>ノ説、論説（文章課）</p> <p>(二) 都人風流ノ論（『小學紀事文 下』による講義）</p> <p>教育獎勵ノ論・文章當世ニ震フ論・華盛頓ノ論・</p> <p>那烈奮ノ論・豊太閤ノ論・電信氣ノ論・書生鄉閑</p> <p>ヲ出ヅルノ論 蘇東坡ノ論・駱駝ノ論・彗星ノ論・</p> <p>捕鯨ノ論・楠木ノ説・日本刀ノ説・萬里長城ノ</p> <p>説・光陰惜ムベキノ説・共同和和親ノ説、</p> <p>など教場即題一、論説文一三、『紀事文題 下』</p> <p>論説文講義八六</p>

## 明治 13 年

10 · 18	10 · 13	8 · 28	7 · 29	7 · 27
上等第 8 級生 (上等第 2 級生)			下等第 1 級生	
卒業試験		月次試験	卒業試験	
小學紀事文題		記事論説文例	小學紀事文題 上	
39			輪読・講義 (一) 東京皇城 ノ記 (四四) 武藏野原ノ記 など、日用文一二、記事文八、届書三、教場即題 一一、『紀事文題』紀事文輪読・講義四四	
教場即題		(一五) 富士山ノ記 八束ノ芙蓉九天ニ聳ヘ千秋靈 氣ノ集ルトコロ玲瓏タル白玉突兀五千 仞真二扶桑ノ名山ナル哉	(一五) 富士山ノ記 八束ノ芙蓉九天ニ聳ヘ千秋靈 氣ノ集ルトコロ玲瓏タル白玉突兀五千 仞真二扶桑ノ名山ナル哉	
教場即題		水ヲ買フノ記・墨田川ノ記・横浜の記・七夕ノ事 ヲ記ス・孟蘭盆會ノ事ヲ記ス、 文講義九〇	作文授業内容、使用教 科書の見通し説明 (土岐小學教則改正ニよ り上等八級改め上等二 級生 八月三十日)	
教場即題 論説 (作文課) 勉ムレバ功アル説・幼ニシテ学べキ説・夜學ノ 説、寒菊ノ説・玉琢カザレバ器ヲ成サザル説・雪		作文授業内容、使用教 科書の見通し説明 作文宿題の提出、評価 その解説。	作文宿題の提出、評価 角御攝護□御出院の程奉侍候葡萄 糖一輩任幸便拝進仕候 不罄 新迎ノ賀文・某教員ノ職ヲ勤ムル文・龍駕巡行ヲ祝スル文・ 銀行入社ヲ勤ムル文・遠國友人ノ安否ヲ問フ文・蟲害驅除法ヲ尋ル文・ 蚩尤ニ誘フ文・初夏胡瓜ヲ贈ル文・主上御通筆ノ 景況ヲ報ズル文、 水亭ニ會スル記・雨中山ヲ看ル記・躑躅花ヲ看ル 記・養老瀧ニ遊ブ記・初夏山居ノ記・牡丹ヲ賞ス ル記・夏夕立ヲ喜ブノ記 寄留届・改印届・遺失物見出届 教場即題	

明治十年頃の岐阜県における小学校作文教育の一実態

5 · 28	4 · 16	4 · 15	3 · 31	2 · 28	1 · 29	12 · 23	11 · 29	10 · 22
下等第2級生								
月次試験	卒業試験	月次試験	月次試験	月次試験	月次試験	月次試験	月次試験	題一 小學作文五百
題二 小學作文五百								102
(二三七) 病院ニ在ル人ニ送ル文 雙鯉肅送仕候玄 鳥已に至の候尊体御近状如何漸く御 快復被為成候也世塵に取紛れ久く御 書問不仕緩慢の段御宥免可被下候御 入院後早半期にも相成久敷御療養定 めて御倦懶の事と奉察候何分にも折	地図ノ記・試筆ノ記・蘭ヲ買フノ記・春夜琴ヲ聞 クノ記・日曜散歩ノ記・亀井戸天神ニ詣スル記・ 天ノ橋立ニ遊ブ記・琵琶湖ニ遊ブ記・吉野山ニ櫻 花ヲ觀ル記・富士山ニ登ル記・晴耕雨讀ノ記、 米寿ヲ賀スル文・砂糖漬ノ製法ヲ問フ文・人ヲ官 ル文など 日用文一一、届書一二、記事文二三	作文授業内容、使用教科書の見通し説明	新年始業式での生徒による祝文朗誦	作文宿題の提出、評価 その解説。	作文講習会(闘文会) 『小學作文五百題』の輪 読、講義。	文話—例文語句の意味、 作文上の留意点、鑑賞。	(二二五) 作文五百題ヲ取寄スル文 時下秋冷ノ候 益御盛榮奉賀候然ハ東京同盟詞舍出 版ノ小学作文五百題メ十部入用ニ付 至急御回送方御願申入候也尤モ製本 ノ義ハ御吟味可被下候	十三年一月末より、届 書、紀事文の授業開始。

表1 三好學訓導兼校長の作文授業の概要

明治12年				年
				月日
10 · 20	9 · 30	7 · 14	6 · 5	
下等第3級生				学級
昇級試験	月次試験	小學文章	作文教科書	時間
		59	8	内 容
		日用書讀	要字 候・候に付・候はゞ・被下・可被下候・仕度 奉存候・乍憚・有之・仰有通・依而・兼而・扱 何卒・難有など 八一 要語 一筆啓上・寸楮捧上・何日付の御状・拝見・貴 墨捧読・餘寒の候・暖和の砌・御暮被成・御清 祥・目出度存候・拙宅・無恙・御休神可被下候 恐惶謹言・早々頓首など 七二 要語淵數 (文頭往詞) 一簡・一翰・奉呈・謹呈、 (文頭復詞) 尊簡・玉章・被見・拝讀、(遠所ヨリ來翰) 何月何日付ノ貴翰今日到着早速拝見仕 候、(時候之部) 寒氣相募候處・春寒之時節 落花之時節・酷暑之候・秋冷之砌・三冬夜學之 時節、(結語) (結尾略詞) (尊称) (傍書) など 五六〇	要字 候・候に付・候はゞ・被下・可被下候・仕度 奉存候・乍憚・有之・仰有通・依而・兼而・扱 何卒・難有など 八一 要語 一筆啓上・寸楮捧上・何日付の御状・拝見・貴 墨捧読・餘寒の候・暖和の砌・御暮被成・御清 祥・目出度存候・拙宅・無恙・御休神可被下候 恐惶謹言・早々頓首など 七二 要語淵數 (文頭往詞) 一簡・一翰・奉呈・謹呈、 (文頭復詞) 尊簡・玉章・被見・拝讀、(遠所ヨリ來翰) 何月何日付ノ貴翰今日到着早速拝見仕 候、(時候之部) 寒氣相募候處・春寒之時節 落花之時節・酷暑之候・秋冷之砌・三冬夜學之 時節、(結語) (結尾略詞) (尊称) (傍書) など 五六〇
		(1) 年始ノ文 新年の御慶目出度爲候 (2) 入學ヲ賀スル文 今般御入學相成候由奉賀候 (3) 書籍ヲ贈ル文 小學入門一冊差上申候	前章挙ぐる所は其の一 例。此に数多の例を纂めて属文の変用に供す。	作文初歩は要字・要語 ↓行文。要字・要語は 成るべく行草で記す。
		授業時間ヲ問フ文・遊歩二誘フ文・書物ヲ借用スル文・友人ト會讀ヲ約スル文・衣服ノ裁縫ヲ頼ム文 書物ノ値段ヲ問フ文・法事ニ客ヲ招ク文・新聞ノ通送ヲ頼ム文・相場問合之文・金子ヲ借用スル文・小飲ニ友人ヲ招ク文・蓮飯ヲ饗應スル文・花菖蒲遊覽ニ誘フ文・醫者ヲ頼ム文・友人ノ昇級ヲ賀スル文・轉宅ヲ報ズル文・水店開業廣告・競馬興業ノ口上・家釀ヲ贈ラレシニ謝スル文・出産ヲ賀スル文・古物ノ目利ヲ頼ム文など 日用文一二四	簡単な日用文→徐々に 長く 追々長夜に相成且試 檢前に付私方にて夜 學會相開き度御同意 に候はゞ御來學被下 度候(夜學會ヲ謀ル ノ文)	書き取り、略解。
	10・13より作文宿題			指導等

此冊子ハ余ガ擔當教場ノ授業ノ日誌ニシテ筆ヲ十二年

六月一日ニ起シ以テ十三年十二月二十五日ニ終ル其間

日ニ教授スル所ノ者悉ク登載セザルハナシ而シテ本誌

ノ要授業ノ學科ヲ記録スルニ在リト雖モ間ニ亦一二ノ

理論ヲモ録スルモノアリ

此ノ冊筆ヲ勿々ノ間ニ執ルヲ以テ誤脱頗ル多ク記体モ

亦精シカラズ而シテ日録怠ラズ冊々積テ堆ヲ爲ス則茲

ニ裝綴シ以テ机右ノ便覽ニ供フト云フ

明治十四年第一月一日岐阜縣美濃國土岐郡土岐村

公立土岐小學校ニ於テ

### 五等訓導 三好 學 識

(伊勢孝子萬吉)

茲ニ説出ス、孝子萬吉ハ、伊勢國鈴鹿嶺ノ人ニシテ、父ヲ市右衛門ト云ヒ、母ヲ久米ト云フ、……

(筆者注・この説話は、以下六ページにわたって書かれている。)

【授業日誌】は、上部に頭注用の欄のある單紙に、筆で凡帳面に書かれたもので、授業についての記録の仕方は、日付、曜日、級、科目、内容等ほぼ一定している。明治十二年八月二日の記録を一例として挙げると次のようである。

二日土曜日

第三級生算術課 (筆者注・問題上欄に「數學」千題の頭注あり)

(1) 油一升ノ價二十一錢六厘ニシテ每十二燈ニテ五

合ヲ費ヤセリ每一燈幾何ヲ費ヤスヤ  
答九厘

(2) 線ヲ織ルコト毎時二尺三寸五分ニシテ毎日十一

時ツ、廿八日ニシテ織ルコト幾何

答七十二丈八尺

### 同作文課<sup>5</sup>

(49) 天長節二人ヲ招ク文

本日は天長節の佳辰に付聊祝杯獻度御閑隙に有之候は、御入来可被下候 早々

第一土曜日脩身口授第三回

孝行

茲ニ説出ス、孝子萬吉ハ、伊勢國鈴鹿嶺ノ人ニシテ、父ヲ市右衛門ト云ヒ、母ヲ久米ト云フ、……

(筆者注・この説話は、以下六ページにわたって書かれている。)

上欄初めに「近世孝子傳」此談孝行最モ殊勝タリ因テ今孝子傳ノ文ヲ悉録ス……」の頭注あり。また、上欄途中に「予説テ茲ニ到ル毎ニ歎歎シテ言ヲ得ズ」「此日此談ヲ聞クモノ皆涙ヲ堕サルハナカリシ予モ亦殆ド堪エザルニ至ル」の書き込みあり

この「授業日誌」の中から、作文にかかる記述を取り出し、明治十年初めにおける一教師の実践の跡を見てみた

い。

### 【授業日誌】に見る作文指導の全体

まず、一年半にわたる三好の作文授業を「授業日誌」によつて概観すると、次表のようになる。

両三友ト結束シテ北ニ趣ク行ク七八町宮川ノ下流水漲  
リ一艘ノ小舸ヲ浮ブ故ニ乗ジ共ニ四ヲ廻転スルニ河岸  
ニ一ノ燕子花アリ涼風吹來テ馥ヲ送ル時ニ初秋楓樹両  
岸ニ林立シ一輪ノ明月其間ニ出テ銀光沈々空中ヲ  
飛翩スル杜鵑ハ波濤ニ映ジ恰モ倒ニタオルガ如ク川中

### 二僧ム諸魚ハ照明ニ（以下不明）

東小学校に残されているもう一種類の作文は、書かれた年月は不明であるが、「下等第四級生」と表記されていることから、おそらく明治十年前後に書かれたものであろう。また欄外に「乙ノ下」「乙ノ中」といった評定が記入されていることから、月次試験とか昇級試験とかにおいて、「櫻」の課題で書かれた作文ではないかと推測される。

櫻ハ喬木ノ一二シテ三月頃花開キ是ハ大和吉野山又ハ常陸ノ隅田川向山ニ多ク生シ其花色ハ薄江ニシテ人家ノ庭園等ニ植其風景甚美麗ナリ

### 第四級生 田中ふさ子

櫻ハ花卉中ノ上等ニ位ス三月頃花開キ其開クヤ梅ニ後レテ杏桃ニ先ツ此ノ花ノ名所ハ山城ノ嵐山又大和ノ吉野山等ヲ名所トス近ク是レヲ怠ズレバ雪ハ衣ニ怠ズ遠ク是ヲ見レバ草木ニ雪ナトノ「フリ」タルガ如シ此花ハ日本第壹ノ名花ナリ

### 下等第四級生 西田荒太郎是ヲ書

第四級生は今の小学校三年生半ばであることから考へると、先に引用した第一級生、上等第七級生の作文を読んだ時と同じ印象の内容であり表現である。では、このような

日用文、紀事文等を書く生徒が、どのような指導の中から生まれてきたのか、その当時の教師の指導の状況について見てみたい。

### 三好學と「授業日誌」

岐阜県図書館には、郷土に輝く先人の業績を称え、顕彰する特別資料室が設けられている。そこには、坪内逍遙、津田左右吉、高木貞次、前田青邨等二十一人の岐阜県出身者が紹介されているが、その中の一人に、三好學<sup>(4)</sup>がいる。三好學は恵那郡岩村町出身。わが国の近代植物学を開拓、確立し、またわが国の天然記念物の指定、保存にも力を尽くした学者である。

その三好學は、十七歳だった明治十二年三月頃から同十四年十二月まで、土岐郡土岐小学校（現・瑞浪市立土岐小学校）の訓導兼校長を務めた。この三年近くの土岐小勤務のうち、三好は、自分が最初に担任した下等小学校第三級生を、第二級、第一級、上等小学第八（第二）、第一級と持ち上がったが、その学級を中心に、日々の授業内容等について、全体で二四六〇ページに及ぶ克明な記録を「教育授業日誌」（以下「授業日誌」と略す）として残している。日付の順を追つてその都度まとめてあつた第一号から第三十一号までの一年半分の記録を、最後に上下二冊に編纂するに当たり、三好は「授業日誌上」の冒頭に「緒言」を付し、この記録について次のように述べている。

生活実態として見られる内容ではない。さらに、その「忠告」する理由について見ても、例文の「甚夕悪シキ事」や「方今文化日新隆盛ノ世ニ至テ所々ニ學ノ設ケ在サルハナシ」のほか、「書ニモ飽食ト大酒ハ怠惰ノ元ト有之又日夜大酒スル時ハ身體勞レ終ニハ一命ヲ失フモ計リ難シ」「今哉皇化ノ浹洽愈漬日ニ廣リ山間僻邑ノ地ト雖モ文化盛カンニ行ハレ將ニ俊秀群出セントス況哉府下在学トシ才力ヲ盡サスンハ何レノ時ヲカ期セン」「夫レ明治王政ヨリ各州ニ學校ヲ建築シ村ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ徒ナカラシメントノ布告ヨリ何方ノ僻邑ト雖皆勉強セサルハ無シ然ルニ貴君ノ如キ留學シテ怠惰ナルハ恰モ光輝燐然タル玉ヲ捨テ石瓦ト同クスルニ均シ」など、大人の考え方、言葉の使い方をしていて、到底四、五年生程度のものではない。

この頃の生徒作文二種類が、現在の高山市立東小学校の記念館にも残されている。東小には、その前身であつた煥章学校、高山尋常高等小学校時代からの教育資料がこの記念館に保管されているが、その中に明治十二年前後の生徒作文がある。一つは、「上等小學第七級生卒業大試験 十二年八月四日 作文題 舟游ノ記」の表紙の付いた綴りである。その中の作品の一つ挙げると次のようである。

### 舟游ノ記

暑氣燃ユルガ如シ茲ニ己卯八月十五日友人両三輩ト舟ヲ近江ノ琵琶湖ニ浮ブ時巳ニ脯三井ノ晚鐘鳴リ夕光瀬田ヲ照シ衆雁堅田ニ落宿ス清風徐々波ヲ吹テ舟中ヲ洗エバ心中之ガ爲メニ清ミ身體之ガ爲ニ清潔トナル已ニ

シテ玉兎伊吹ノ樹陰ニ出テ皓々ト湖中ヲ照ラス此夜ヤ晴天一点ノ雲ナク水森々トシテ月光ヲ受ケ化シテ鏡ヲ浮漂スルガ如クトナル此ニ於テ唑ナガラスノ如キ勝景ヲ覧見シ此ニ於テ宴ヲ催シ海水ヲ以テ盃ヲ洗ヒ互ニ飲シ詩歌ヲ詠ジ心ヲ樂マシム已ニシテ三更ト告グル者アリ此ニ於テ転ジテ家ニ歸ル

上等第七級 中井常之助

これは前掲の書簡文とは違い「紀事（記事）文」と言われるもので、当時の作文書にも、「紀事類」（「紀事文題」）、「記事文」（「新撰実用作文」）、「記」（「小學文題新編」）といふような部立てをして、文題、文例を載せている。新橋鐵道局ノ記、道灌山觀杜鵑花ノ記、關原古戰場ノ記など、事実の経過を書きしるした文である。「琵琶湖ニ遊ブ記」「琵琶湖水ノ記」「夏日舟行ノ記」「月夜舟遊ノ記」などの内容が作文書にあつて、その応用として「舟游ノ記」が試験問題として出されたのであろうか。

しかし、この作文を書いた上等小學第七級生は、現在の学年に比定すると五年生になる。作文教科書の例文をそのまま模倣して書く場合はともかく、試験に臨んで、いわゆる教場即題の形で書くとなると、部分部分において、適当に覚えた語句を使つたり、繋ぎ合わせたりすることはできても、首尾一貫という観点から、無理が生じてくるのは当然であろう。次の一文（部分）はその一例である。

暑氣赫々一日涼遊ヲ成サント欲シ雨風ニ逢フテ果サズ明日ヲ待テ遊ブヲ約ス幸ヒ天氣晴和恰モ愴海上ノ如ク

小学校の作文指導は、どのように行われていたのであらうか。その実情を窺い知る一つとして、「小學教則改正」の文部省布達から三年余りを経過した明治九年九月十四日に書かれた生徒作文が、元飛驒郡代高山陣屋文書として岐阜県歴史資料館に保存されている。和紙に筆で書かれた「友人ノ怠惰ヲ忠告スル文」という題名の、下等小学校生徒十四名の作文を仮綴じした文書である。

この作文には、題名、学級、氏名、本文の他に、書き手の年齢が付されている。どういういきさつでこれが高山陣屋文書として残ってきたのか、それを推測させるものが『高山市史』の記述の中に見られる。それによると、明治九年九月八日、当時の岐阜県権令小崎利準は、その前月筑摩県から岐阜県管轄に入った飛驒三郡の初巡視のため、県官十四名を従え高山へ入った。十一日には新築中の煥章学校を視察、次いで十四日、小崎県権令は支庁一課の井手大属に命じて高山町内の学校生徒の学力試験を行わせた。その場所は各学校のほか法華寺、宗猷寺があてられた、といふのである。したがつてこの作文綴りは、九月十四日といふ日付から考え、また当時の昇級、卒業試験課目に作文があつたことから考え、この時小崎権令が行つた試験の答案の一部ではないかと推測される。

第一級生と温習生半数ずつが入り交じつた十四名のうち、最年長及び最年少の生徒の作文を挙げてみると次のようである。

友人ノ怠惰ヲ忠告スル文

第一級生 細江川 米  
愚謹テ言フ聞ク貴君得ラルベキ時ヲ得スシテ却テ遊蕩ニ耽ルト我師常ニ是ヲ戒メリ方今文化日新隆盛ノ世ニ至テ所々ニ學ノ設ケ在サルハナシ由テ今ヨリ謹テ勉強ヲ勵シ以テ諸彥ニ劣ラサルコト今日人タルモノ、義務ナラント疎愚ノ罪ヲ犯以テ一言ヲ呈ス請フ其失敬ヲ咎ムルナク勉勵セハ余モ亦幸甚 十五年一ヶ月  
友人ノ怠惰ヲ忠告スル文

第一級生 田中貢太郎  
寸楮拝呈旦夕冷氣相催候處貴君益御清適奏欣賀候陳レバ近日友人ヨリ貴君家業ヲ勉メス只酒宴ヲ事ト被成候ト承リ甚々惡シキ事ニ候因テ酒ヲ止メ家業ヲ事トシ毫モ怠惰ヲ生ゼザランコトヲ願フ勿ニ頓首

九年十一ヶ月

同じ第一級生であるのに、生活年齢に大きな開きが見られるのは、学制頒布後四年という時代の反映であろうが、第八級から始めて、「毎級六ヶ月ノ習業」の第一級生を現在の小学校の学年に当てはめて考えると、四年生後半の児童たちに相当することになる。

その生徒たちが、これだけの漢字、漢語を使い、書簡文の形式、語句の用法に従つた書き方をしているのである。また、内容を見ると、友人の「怠惰」ハ、例文のように「遊蕩ニ耽ル」「家業ヲ勉メス只酒宴ヲ事ト被成」の他「學術ニ怠リ遊蕩」「宴遊ニ耽リ無益ニ財ヲ費シ」「日夜酒宴ニ耽リ家業ヲ願ミス」など、およそ小学校四、五年生程度の

授」「單語諳誦」<sup>コトバノソラヨミ</sup>のようないい教科になつてゐる。では、必要な事柄、思いなどを人に伝達していくための文章を書く「作文」の指導にかかわつては、どのような教科が考えられてきたのであろうか。同教則では次のようになつてゐる。

#### 下等小學

第三級 書牘 一週一時

啓蒙手習本窮理捷徑十二月帖ナトヲ用ヒ

簡略ナル日用文ヲ盤上ニ記シテ講解シ生徒ヲシテ寫シ取ラシム

第二級 書牘 一週二時

前級ノ如シ

第一級 書牘 一週四時

日用文諸証文等ヲ授ク

#### 上等小學

第八級 書牘作文 一週四時（注・第七、第六級同じ）

短簡ナル日用文ヲ作ラシム

第五級 書牘 一週二時（注・第四級同じ）

日誌類ヲ用ヰテ公用文ヲ教フルコト日用文ノ法ノ如シ

第三級 書牘作文 一週二時（注・第二級同じ）

公用文ヲ作ラシム

（注・第一級では、教科としての作文はなし）

このように教科名は「作文」ではなく、手紙、書簡の意味を表す「書牘」または「書牘作文」となつていた。そして

#### 岐阜県高山町の生徒作文

このような学校制度、教育内容の中で、岐阜県における

てまた、教科内容の説明に、「諸証文」「公用文」もあるが、手紙の文章の意味で使われることが多い「日用文」がまず挙げられていることなどから、この頃の小学校の「作文」では、下等・上等を通して、特に書簡文章を書くことが重視されていたことが分かる。

こうした力を付けるための「作文」の授業時間数を見ると、同教則に学校の総授業時数の規定が「一日五時一週即四日間二十時ノ課程」とある中で、下等第一級生から上等第八・七・六級生（現在の小学校の中学生年から高学年にかけて）は、毎日一時間の「書牘」または「書牘作文」の授業を行うように示されている。

年代が下つても、「簡短ノ假名交リ文ヲ作ラシメ兼テ口上書類ヨリ日用書類ニ及ブベシ」（明治十九年「小學校教則綱領」「作文ハ假名文、近易ナル漢字交リ文、日用書類等ヲ授クベシ」「作文ハ……處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ」（明治二十四年「小學校教則大綱）など、作文の内容については、处世のために必要な日用書類特に書簡文を書く力を付けることが重視され続けたということができる。よく、学力を評価して「手紙一本満足に書けない」というようなことが言わたが、それほど学制頒布以後の小学校作文教育における日用文重視の考え方は根強いものがあつたということができる。

## 明治十年頃の岐阜県における

## 小学校作文教育の一実態

高 橋 弘

**A Study of Elementary School  
Composition Instruction  
in Gifu Prefecture in the 1870's**

Hiromu Takahashi

## はじめに

明治期以降の、我が国小学校における作文・綴方教育の歴史について書かれた著作を披見すると、その時期時期を特徴づける児童の作文・綴方や、教師の主張・指導実践記録といった学校現場の資料が相当数収録され、それらとともに、論が展開されている。しかし、それら資料の中に、岐阜県関係の資料が引用されているのを見出すことはなかなかむずかしく、特に時代を遡るほどその資料は皆無といつていい状況にある。

岐阜県では、川口半平によって『作文教育変遷史』が書

かれ、その中で、岐阜県における作文・綴方教育の動向について述べられているが、やはり、明治期について見ると岐阜県関係の資料は皆無である。

明治期の作文教育については、どの作文・綴方教育史を見ても、形式主義、実用主義、範文模倣の一主義の指導が行われた時代という規定がされている。岐阜県における作文教育も、恐らくはそういう規定がされている。岐阜県の児童の作文・綴方、岐阜県の教師の指導実践記録等、岐阜県の実態資料をもとに、そのことを明かにしてみたいというのが本稿の立場である。

## 「小學校教則改正」に見る作文

明治五年、「邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す」（學事獎励に關する被仰出書）として「學制」が公布され、ここに近代日本の教育が始まった。

同時に出された文部省布達の「小學教則」及び明治六年の「小學教則改正」によれば、当初の学校制度は、「小學ヲ分テ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在學八年トス」となつており、下等、上等それぞれについては、「下等小學ノ課程ヲ分テ八級トス毎級六ヶ月ノ習業ト定メ初テ學ニ入ル者ヲ第八級トシ次第ニ進テ第一級ニ至ル」、「上等小學亦八級ニ分ツ毎級課程各六ヶ月トス亦第八級ニ起テ第一級ニ終ル」として

いる。

この各級毎にどのような教科の授業が行われたか、「小學教則改正」で例えば小学校入学当初の第八級を見ると、「綴字」カナックビ「習字」チナラビ「單語讀方」コトバノヨミカタ「算術」サンヨウ「脩身口授」ギョウゼイコトク「國體學口